



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年5月6日火曜日 第1454号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（八幡浜市）.....	555
字の区域の変更（ " ）.....	555
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等 の変更の許可申請の概要.....	555
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	555
河川整備基本方針の策定.....	556
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	556
基本測量の終了の通知.....	556

公 告

農業振興地域の区域の変更.....	556
改良普及員資格試験の実施.....	557

告 示

○愛媛県告示第1072号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、八幡浜市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、八幡浜市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
八幡浜市大字向灘2305の5の地先	754.19

○愛媛県告示第1073号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八幡浜市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字向灘	八幡浜市大字向灘2305の5の地先公有水面埋立地	754.19

○愛媛県告示第1074号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び伊予市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
医療法人財団 尚温会
伊予市八倉 906 番地 5
理事長 吉田則武
- 工場・事業場の名称及び所在地
医療法人財団 尚温会
伊予市八倉 906 番地 5
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第72号
- 変更しようとする事項の内容
排水口の位置の変更
- 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6～8 最大 5.8～8.6	通常 6～8 最大 5.8～8.6
化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	通常 10 最大 15	通常 10 最大 15
浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 20	通常 15 最大 20	通常 15 最大 20
全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 60 最大 120	通常 18 最大 23	通常 18 最大 23
全磷（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8 最大 16	通常 2.0 最大 2.8	通常 2.0 最大 2.8
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 140 最大 185	通常 140 最大 185	通常 140 最大 185

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第1075号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、小田町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・本川地区）の施行に平成15年4月23日同意した。

平成15年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1076号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、小田町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・本川地区）の施行に平成15年4月23日同意した。

平成15年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1077号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、出海川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び八幡浜地方局大洲土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成15年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1078号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 町長 武田 満幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域

(1) 位置

温泉郡中島町大字長師1467番1地先の公有水面

(2) 区域

次の1点から12点までを順次直線で結んだ線並びに12点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（伊予神浦港北防波堤灯台）は、北緯33度56分57秒、東経132度39分23秒の地点

1点は、基点から真北65度12分37秒1970.24メートルの地点

2点は、1点から真北192度08分35秒25.66メートルの地点

3点は、2点から真北149度23分17秒12.77メートルの地点

4点は、3点から真北189度23分48秒4.30メートルの地点

5点は、4点から真北286度19分25秒13.46メートル

の地点

6点は、5点から真北13度58分56秒8.47メートルの地点

7点は、6点から真北283度55分04秒96.92メートルの地点

8点は、7点から真北192度08分22秒2.51メートルの地点

9点は、8点から真北282度36分34秒4.08メートルの地点

10点は、9点から真北31度04分23秒1.80メートルの地点

11点は、10点から真北14度16分00秒5.79メートルの地点

12点は、11点から真北10度48分38秒9.07メートルの地点

(3) 面積

2,542.37平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成7年7月25日 愛媛県指令河第415号

4 しゅん功認可年月日

平成15年5月6日

○愛媛県告示第1079号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成15年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 作業種類 基本測量
電子基準点測量（電子基準点現地技術調査および設置作業）

2 作業期間 平成14年5月7日から
平成15年3月31日まで

3 作業地域 新居浜市
周桑郡 丹原町
越智郡 魚島村
喜多郡 内子町
北宇和郡 広見町、津島町

公 告

○公 告

農業振興地域の指定（大西町）（昭和48年3月27日付け公告）の一部を次のように改正する。

平成15年5月6日

愛媛県知事 加戸守行

2を次のように改める。

2 区域

大西町のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）の第一種特別地域）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県今治地方局に備え置いて縦覧に供する。

○公 告

改良普及員資格試験の実施について

愛媛県改良普及員資格試験条例（昭和38年愛媛県条例第38号）第1条の規定に基づき、平成15年度改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成15年5月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 試験の実施期日
平成15年8月4日（月）及び5日（火）
- 2 試験の場所
松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県庁第二別館会議室
- 3 受験願書の受付期間
平成15年5月12日（月）から6月11日（水）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の請求先及び提出先
〒790 8570
松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県農林水産部農業振興局農業経営課

